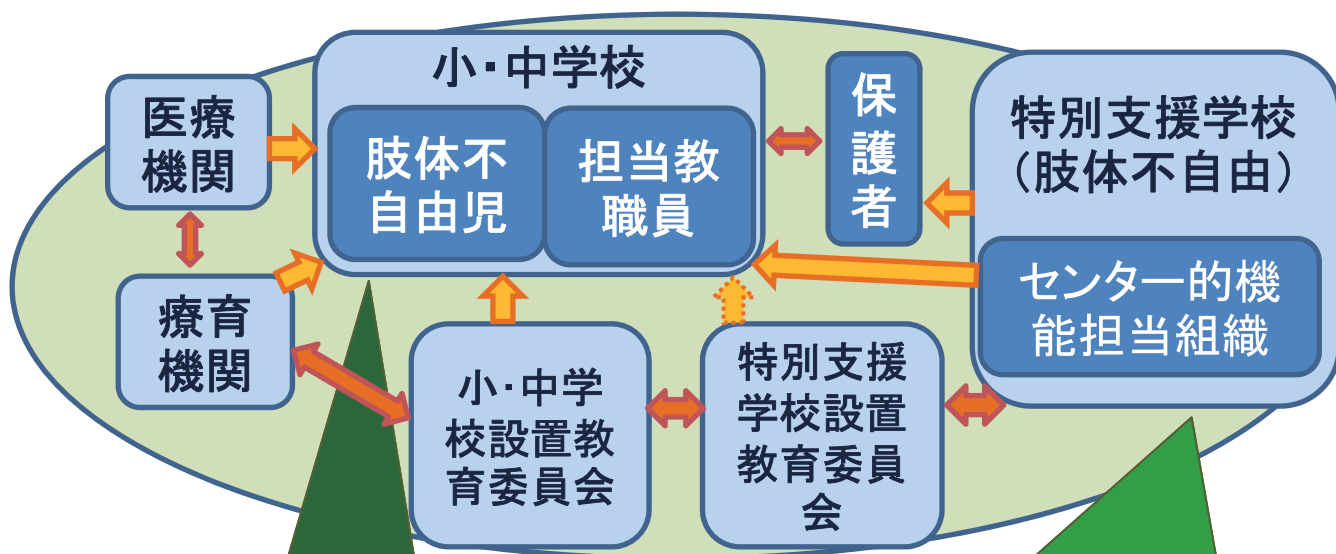


小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための 特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究 —小・中学校側のニーズを踏まえて— (平成26年度～27年度)

小・中学校に在籍する肢体不自由児への適切な指導のために、当該児童生徒を担当する教職員によるセンター的機能の活用に関心をもち、小・中学校側の活用の在り方と特別支援学校側の支援の在り方について、5つの下位研究を通して明らかにし、併せて具体的な7地域の事例の紹介をしました。



①肢体不自由児の学習上の困難さや支援ニーズの評価、②適切な学習の手だて、③学習環境の改善・充実、④専門性向上や指導に関する不安感の解消、⑤発達や進路に関する情報入手等の活用可能性、⑥校内体制整備と設置者による位置づけの明確化の必要性

①センター的機能を推進する校内体制整備、②学校経営方針及び設置者の特別支援教育推進計画等での位置づけ、③支援地域内の小・中学校在籍肢体不自由児の状況等の把握、④小・中学校の状況に合わせた具体的かつ実効性のある支援、⑤担当者の専門性、とりわけ教科指導に関する対応と専門性向上の取組、⑥関係機関や他職種等との連携や早期からの対応、⑦理解啓発と依頼手続の改善、⑧研修会開催とネットワーク構築等の必要性および通級による指導の可能性

事例紹介

①特別支援学校全体での支援体制のもとでのセンター的機能を活用した、中学校での取組、②通級による指導を活用した取組、③前籍校である特別支援学校の継続的な支援を活用した、同一設置者間での取組、④地域の「肢体不自由教育勉強会」を活用した、体育科を中心とした授業改善を図る取組、⑤幼少期からの継続的な支援を活用した取組、⑥ICTに関する専門性を活用した、同一設置者間での取組、⑦特別支援学級設置準備や校内体制作りへの活用の取組

(研究代表者: 徳永 亜希雄)

小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための

特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究

—小・中学校側のニーズを踏まえて—

(平成26年度～27年度)

【研究代表者】 徳永 亜希雄

【要旨】

小・中学校に在籍する肢体不自由児への指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に焦点を当て、小・中学校側の活用の在り方及び特別支援学校側の支援の在り方について明らかにするとともに具体的な事例を紹介した。小・中学校側としては、①肢体不自由児の学習上の困難さや支援ニーズの評価、②適切な学習の手だて、③学習環境の改善・充実、④専門性向上や指導に関する不安感の解消、⑤発達や進路に関する情報入手、の活用可能性について述べ、併せて⑥校内体制整備及び設置者による位置づけの明確化の必要性を指摘した。特別支援学校側としては、①センター的機能を推進する校内体制整備、②学校経営方針及び設置者の特別支援教育推進計画等での位置づけ、③支援地域内の小・中学校在籍肢体不自由児の状況等の把握、④小・中学校の状況に合わせた具体的かつ実効性のある支援、⑤担当者の専門性、とりわけ教科指導に関する対応と専門性向上の取組、⑥関係機関や他職種等との連携や早期からの対応、⑦理解啓発と依頼手続の改善、⑧研修会開催とネットワーク構築の必要性を述べるとともに、⑨通級による指導の可能性について指摘した。

【キーワード】

肢体不自由、小・中学校、センター的機能、特別支援学校、特別支援学級

【背景・目的】

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育の一層の推進が必要である。その際、小・中学校に在籍する、障害のある児童生徒の学びを支援する教育資源の一つとして、特別支援学校のセンター的機能の活用が期待されている。

増加している小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒への指導のために活用可能な特別支援学校のセンター的機能については、これまで、特別支援学校側からのセンター的機能に関する検討がなされてきた。一方で、活用する側からの検討は決して十分とはいえない。また、特別支援学校（肢体不自由）のセンター的機能の地域での貢献については、5障害種別の学校の中で最も低いとする報告も見られ、その背景や今後の方向性等について検討する必要がある。

そこで、本研究では小・中学校に在籍する肢体不自由児の学びを直接支援する、当該児童生徒を担当する教職員による、地域の教育資源の一つとしての特別支援学校のセンター的機能の活用に焦点を当てた。そして、小・中学校側の活用及び特別支援学校側の支援の在り方について明らかにし、併せて具体的な事例の紹介や今後の方向性の提案を行うことを目的とした。

【方法】

本研究では、前述の目的を達成するため、次の5つの下位研究を通して取り組むこととした。

- ①特別支援学校のセンター的機能を推進する上での要件や課題等に関する文献的検討
- ②研究協力機関である特別支援学校（肢体不自由）を対象とした、センター的機能に関する調査
- ③全国の肢体不自由特別支援学級の状況等に関する調査
- ④諸外国の関連情報の収集と分析
- ⑤肢体不自由児が在籍する小・中学校及び当該校を支援する特別支援学校等を対象とした事例研究

これらの各研究の方法の詳細については、研究成果報告書の中で述べている。

【結果と考察】

本研究では、前述の5つの下位研究で得られた知見を概括し、その後、本研究の目的に照らして、小・中学校側の活用の在り方と特別支援学校側の支援の在り方という視点から総合的に考察を行った。以下、両者の視点から整理した知見を述べる。

1. 小・中学校側の活用の在り方

(1) 肢体不自由児の学習にかかる困難さや支援ニーズの評価に関する活用

肢体不自由児の学習上及び生活上の困難さ、特に学習上の困難さに担当者が気づきにくい可能性が考えられた。特別支援教育支援員等により、日常生活動作の面で介助があ

る場合でも、特に、肢体不自由児の起因疾患として多い脳性疾患がある場合は、認知特性による見えづらさ等の困難さがある場合があるが、周囲から気づかれにくいいため、適切な手だてが講じられないことがある。したがって、特に担当者側が明らかな困難さを感じない場合でも、困難さや学習支援ニーズ等の評価のために、特別支援学校（肢体不自由）の活用は有効と考えられる。

（２）適切な学習の手だてに関する活用

肢体不自由があり、運動・動作に制限がある場合、実技を伴う教科や内容を行う上での困難さがあり、見学等での対応により、十分に学習への参加が図られないことがある。特別支援学校（肢体不自由）には、当該学年の教科等の学習がそのままでは難しい場合に、学習内容の変更・調整や教材教具の工夫等の学習環境を整える手だてにより、肢体不自由児の学習への参加を促す取組の蓄積がある。

肢体不自由があることにより、学習上の困難さがあることを当然のこととせず、適切な手だての情報や実際の教材教具の貸出も含めて、特別支援学校（肢体不自由）の活用は有効と考えられる。

（３）学習環境の改善・充実のための活用

前述のような日々の指導の改善充実に資する手だてのみならず、肢体不自由特別支援学級開設や肢体不自由児受け入れ準備のための施設設備や教材教具の準備について、特別支援学校（肢体不自由）から情報提供や助言を得ることが可能である。物品そのものだけでなく、使い方や入手の仕方等も相談することが可能なことが多いと考えられる。

（４）専門性向上や指導に関する不安感の解消のための活用

特別支援学校（肢体不自由）が開催することが多い地域の肢体不自由教育担当者向けの研修会に参加することにより、専門性を向上させるだけでなく、校外の肢体不自由担当者をつながりを持ち、日々の指導に関する相談できるネットワークが構築され、肢体不自由児を担当すること等による教員の不安感の解消につながることを考えられる。

（５）発達や進路に関する情報を得るための活用

小・中学校に在籍している肢体不自由児は一般的に少数であり、一般的な発達や起因疾患の特性に伴う身体面での変化等について見通しが立ちにくく、指導の方向性を定める際の情報が揃いにくいことが想定される。特別支援学校（肢体不自由）には、年齢や障害特性も多様な児童生徒が多く在籍し、多くの情報が蓄積されている。また、卒業後の進路状況や指導に関する情報も多く、保護者とともに活用することが可能だと考えられる。

（６）校内体制整備の必要性

当該児童生徒に関する支援ニーズを顕在化させたり、相談したい内容を具体化させたりした上で、特別支援学校（肢体不自由）等の外部資源の活用につなげていくためには、実際にかかわる担当教職員だけでなく、校内での組織的な対応とそのための体制づくりが重要である。校内委員会や支援会議のような組織づくりに加え、日々の学級担任や支

援員、介助員等とでの情報共有が重要であり、日々の話し合いの設定の仕方や記録の共有の仕方等も含めて、特別支援学校(肢体不自由)に相談することも可能と考えられる。

(7) 設置者による位置づけの明確化

肢体不自由児に直接かかわる担当者のみならず、学校長をはじめとした管理職等の支援による組織的な動きをしやすいことが重要である。そのためには、小・中学校の設置者による教育推進計画等に特別支援教育やセンター的機能のことが明示されていることが望ましいと考える。

2. 特別支援学校側の支援の在り方

(1) センターの機能を推進するための特別支援学校側での校内体制整備の必要性

円滑なセンター的機能推進のためには、特別支援学校側での校内体制整備が必要である。そのためには、担当組織を設置するだけでなく、学校全体で取り組む体制を整えたり、担当者が学校外で行っていることを職員と随時共有できる「支援部だより」のような形で理解を促したりすることも重要である。

また、可能な限り複数で相談支援にあたり、特別支援学校や小・中学校の設置者による相談支援チームと校内組織を連動させたりする取組も有効と考えられる。相談件数の増加等を受けた対応の限界性についての報告もあり、単独の学校だけでなく、複数の学校や関係機関によるネットワークや設置者も交えた検討が必要である。

(2) 学校経営方針及び設置者の特別支援教育推進計画等でのセンター的機能での位置づけの明確化

円滑なセンター的機能推進のためには、学校経営方針及び設置者の特別支援教育推進計画等でのセンター的機能の位置づけの明確化が必要である。各校での推進状況を評価するため、学校評価の中に位置づけて評価し、改善していくことが重要であるが、そのことにつながる評価者選定や評価の視点、観点について検討する必要がある。また、学校のセンター的機能推進状況の確認には、成果報告書に記載した観点が参考になると考えられる。

(3) 支援地域内の小・中学校在籍肢体不自由児の状況と支援ニーズ、教育推進計画等を把握する取組

特別支援学校独自に通常の学級の在籍も含めて調査をしたところもあるが、全体的に肢体不自由特別支援学級在籍の場合は把握できるが、通常の学級や他の障害種の特別支援学級に在籍している場合は把握が難しい状況が読み取れた。支援地域内の小・中学校に在籍する肢体不自由児の状況と支援ニーズを把握する取組が必要と考えられた。そのためには、小・中学校の設置者である市区町村教育委員会との連携が重要である。

また、支援先の小・中学校設置者の特別支援教育推進計画等において、特別支援教育がどのように位置づけられているか、センター的機能についてはどうか等についても把握することが重要である。特別支援学校側としては、まずは実情を理解することと、可

能ならば、教育委員会等に位置づけの明確化を働きかけることも有効と考えられた。

(4) 小・中学校の状況に合わせた具体的かつ実効性のある支援

小・中学校で肢体不自由のある児童生徒を担当している教職員は、必ずしも特別支援教育や肢体不自由教育の経験が豊富ではないことを踏まえ、支援にあたっては、まずは当該児童生徒の学習上又は生活上の困難さに基づく学習上のニーズへの気づきを促すことが重要である。特に、脳性疾患等がある場合は、運動・動作のみならず、周囲が気づきにくい認知特性に基づいた困難さもありえることを伝えることも重要である。

また、指導の仕方や教材に関する具体的な情報を平易な言葉で提供することが重要である。教科や単元等によって、困難さや学習ニーズは異なることもあり、単発ではなく継続的な支援が望ましく、小・中学校が主体的かつ計画的に取り組むために、個別の指導計画の作成支援や可能な範囲で教育課程編成についても支援できると望ましいと考える。具体的な指導の仕方のニーズに応えるための例として、特別支援学校（肢体不自由）での授業の参観が考えられるが、平日には参加しにくい場合が多いことから、例えば、土曜日の授業公開等は有効である可能性がある。

(5) 担当者の専門性向上を図るための取組

特別支援学校全体でかかわることが重要としつつも、センター的機能を主として担当する教職員は、校内の一部に限られることが多いことを踏まえ、その専門性の担保と向上のために、教育センターでの研修講座等の利用の他、担当者間の定期的な連絡会の開催、複数の職員での対応等が有効と考えられる。

(6) 教科指導に関する対応と専門性向上の取組の必要性

小・中学校においては、特別支援学校（肢体不自由）と異なり、各当該学年の教科学習に取り組む児童生徒が多いことから、教科指導に関する対応や専門性向上に向けた取組が必要となる。例えば、特別支援学校全体として、センター的機能にかかわることで、当該教科の担当者が支援に当たれるような体制を組んだり、教科学習の中で活用可能な機器に関する支援をしたりすることも有効と考えられる。また、市区町村の教科部会への参加等を通して、教科指導に関する専門性向上を図っていくことも有効と考えられる。

(7) 関係機関や他職種等との連携や早期からの対応の必要性

肢体不自由のある児童生徒及び家族には、リハビリテーション関係者や福祉機器の業者等、様々な専門職等がかかわっていることが多いことから、特別支援学校が独自に動くだけでなく、関係他職種等との連携した動きが有効である。また、肢体不自由の状況は早期から発現していることが多いと考えられることから、早期からの相談支援体制の中で関わることも有効と考えられる。

(8) 理解啓発と依頼手続の改善

センター的機能に関する理解啓発と、依頼手続の明確化や簡素化等の改善が重要である。学校の Web サイトでの情報提供に加え、小・中学校のみならず、市区町村教育委員会や幼稚園、保育所、療育機関等にチラシ等を配布することも有効と考えられる。都道

府県立の特別支援学校が行う場合は、都道府県教育委員会や教育事務所等を通す手続を踏む方がよりスムーズかつ効果的であるという報告もある。

(9) 肢体不自由教育担当教職員が参加できる研修会開催とネットワーク構築

特別支援学校と異なり、各小・中学校あるいは各地域においても肢体不自由のある児童生徒に関わる教職員が多くないことを踏まえ、担当者が参加可能な曜日や時間帯での研修会の開催が有効である。個々の専門性の向上だけでなく、担当者間やネットワークが形成され、相談し合える仲間作りへの寄与にもつながる。

また、特別支援学校を会場とした場合は、放課後や休業日であっても、施設設備や教材等が参考になると考えられ、特別支援学校の教職員にとっても小・中学校の実情を知り、専門性を高める機会にもなる。

(10) 通級による指導の可能性

他障害種に比べて実施の割合が低い肢体不自由児への通級指導について、今後、特別支援学校（肢体不自由）による実施と成果が期待される。

【成果の活用】

本研究において報告した、特別支援学校のセンター的機能の小・中学校における活用の在り方及び小・中学校側のニーズを踏まえた特別支援学校側からの支援の在り方に関する成果は、肢体不自由のある児童生徒が在籍する小・中学校の教職員や特別支援学校（肢体不自由）の教職員による実践の改善充実及び国及び設置者等による施策推進の参考資料として活用されることが期待される。